

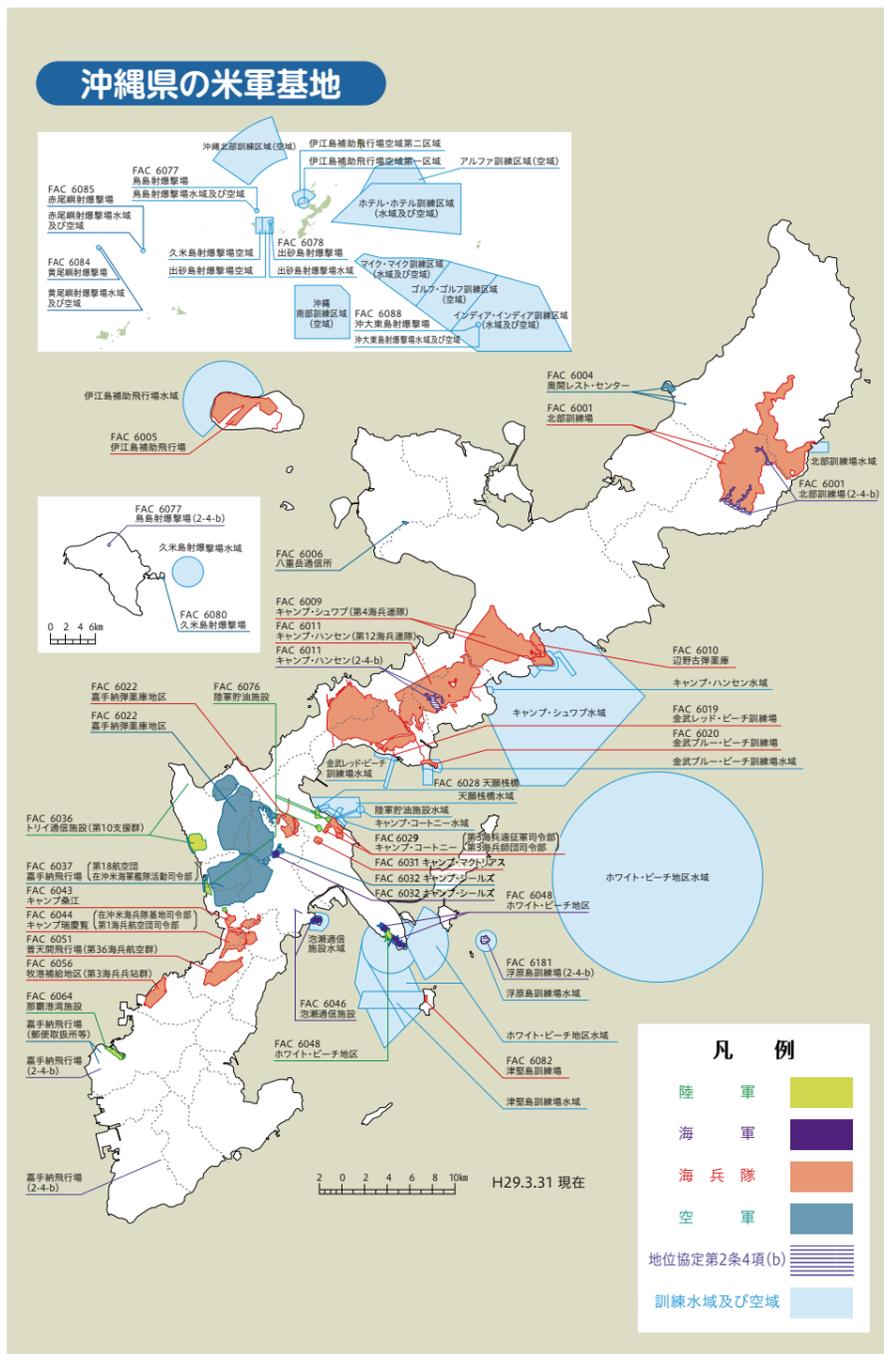
沖縄県における米軍基地の問題

沖縄にはどれだけの米軍基地があるのか

沖縄県には、31の米軍専用施設があり、その総面積は1万8,484ヘクタール、本県の総面積の約8%、人口の9割以上が居住する沖縄本島では約15%の面積を占めています。

その規模は東京23区のうち13区を覆うものであり、また、山手線内側3つの面積に相当する広大なものとなっています。沖縄が本土に復帰した昭和47年(1972年)当時、全国の米軍専用施設面積に占める沖縄県の割合は約58.7%でしたが、本土では米軍基地の整理・縮小が沖縄県よりも進んだ結果、

現在では、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.3%が集中しています。また、陸上だけでなく、沖縄県及びその周辺には、水域27カ所と空域20カ所が訓練区域として米軍管理下に置かれ、漁業への制限や航空経路への制限等があります。



米軍基地と沖縄の経済

沖縄が日本に復帰(昭和47年)した昭和40年代と現在を比べると、県経済における基地関連収入(軍用地料、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供)の割合は低下しています。

基地関連収入が県民総所得に占める割合は、復帰前の昭和40年度には30.4%でしたが、復帰直後の昭和47年度には15.5%、平成30年度には5.1%(2,454億円)まで低下しており、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっています。

また、全国でも有数の高い人口密度となっている中南部都市圏において、市街地を分断する形で広大な米軍基地が存在していることは、都市機能、交通体系、土地利用などの面で県経済の発展をフリーズ(阻害)させています。既に返還された駐留軍用地の跡地利用に伴う経済効果を試算すると、那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の3地区合計では返還後の跡地利用により、返還前と比べて直接経済効果が約28倍、雇用者数が約72倍となっています。

今後返還が予定されている駐留軍用地についても、跡地利用を推進することで、約18倍の直接経済効果及び誘発雇用者数³が見込まれています。

既返還駐留軍用地跡地	直接経済効果(億円/年) ^{*1}			雇用者(人) ^{*2}		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍
桑江・北前地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍

^{*1}:直接経済効果:(返還前=地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金)(返還後=卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産(土地、住宅、事務所・店舗)賃貸額)「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく
^{*2}:雇用者数:(返還前=沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)に基づく)、(返還後=経済センサス活動調査(H24)に基づく)
^{*3}:誘発雇用者数:誘発される生産を行うために必要となる理論上の雇用者数「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査(平成27年1月沖縄県公表)」に基づく

フットプリント駐在の取り組み

県が平成27年度に設置したワシントン駐在は、現地における情報収集、情報発信を精力的に行っており、これまで(令和2年度末時点)延べ2,154名の連邦議会関係者等の方々と面会するなどして、知事の考えと沖縄の正確な状況を米側へ伝え、沖縄の課題解決に向けて取り組んでいます。

このような駐在の活動もあり、連邦議会調査局報告書における在沖米軍に関する正確な記載や、連邦議会下院の小委員会報告書において辺野古新基地建設計画に対する懸念等の記載がされており、引き続きワシントン駐在を活用し、米国内での情報収集及び復帰50年の機会を捉えた情報発信、有識者と連携した会議の開催や連邦

日米地位協定

日米地位協定は、日米安全保障条約に基づき在日米軍への施設・区域の提供や米軍の地位等について定めた国合承認条約です。

同協定は、刑事裁判権、米軍の管理権としての基地使用のあり方、コロナ対策、環境汚染など様々な問題点が指摘されていますが、締結から60年以上、一度も改定されていません。

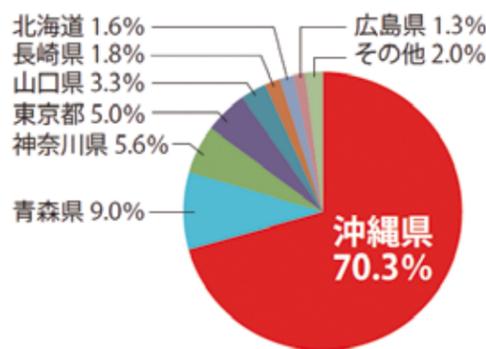
県では、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることが目的として、他国地位協定調査を実施しています。

県が実施した調査により、ヨーロッパ4ヶ国において、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしており、オーストラリアやフィリピンでも同様の状況であることがわかりました。

これに対して、日本では、原則として国内法が適用されず、訓練や演習を規制できない状況にあるほか、米軍機事故の際の主體的な捜索、基地内への立入り権の確保等が実現していないなど、他国の状況とは大きな違いがあります。

県は、この調査の結果を全国知事会や渉外知事会と共有するなどしたところ、全国知事会においてはこれまで二度、「米軍基地負担に関する提言」

米軍専用施設面積の割合



キーワード

米軍専用施設
自衛隊が管理する共用施設とは異なり、専ら日米地位協定のもとで管理、運営され、基本的にはその運用に国内法が適用されず、また、立ち入り許可なども米軍の裁量によりなされる施設

出典: 沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&ABook
より詳しく知りたい方は→ [沖縄米軍Q&A](#)

沖縄県の基地行政情報を発信する公式ツイッターを開設しています。フォローのほどよろしくお祈りします。

[公式ツイッターのQRコード]



https://twitter.com/oki_kichi_pref

ヨーロッパ各国との比較

国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則 不適用	立入り権 明記無し	航空法特例法により規制できず
ドイツ	原則 適用	立入り権明記 立入りバス支給	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則 適用	基地はイタリア司令部の 下伊司令官常駐	イタリア側が承認が必要 イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則 適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制 (未確認)
イギリス	原則 適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英国警察が現場を規制、捜索

出典: 地位協定ポータルサイト

より詳しく知りたい方は→

[地位協定ポータル](#)

を全会一致で決議しております。また県は、新型コロナウイルス感染症対策に関し、在日米軍が日本側の措置とは整合的でない運用を行っていたことが明らかになったことについては、米軍人等に日本の検疫が実施されないという、日米地位協定がもたらす構造的な問題があると考えております。

このことから、引き続き、日米地位協定の抜本的見直しの実現に向けて、全国知事会や渉外知事会等と連携するとともに、様々な機会を捉えて全国に情報発信を行うなど、取組を強化してまいります。

問い合わせ

基地対策課 電話: 098-866-2460 FAX: 098-869-8979